

氏名(本籍)	木村真生子(東京都)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博甲第3883号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	契約の自動化に関する一考察 -インターネット上の「エージェント」-

主査	筑波大学教授		弥永真生
副査	筑波大学教授	博士(法学)	庄子良男
副査	筑波大学教授	法学博士	新井誠
副査	筑波大学教授	博士(法学)	池田雅則
副査	東京大学教授		神作裕之

論文の内容の要旨

本論文は5つの編から成り、まず第1編で、「エージェント」とは何かについて概観し、その「エージェント」による契約を含み、「契約の自動化」がいかなる法的な問題をもたらすのかについて言及している。続く第2編および第3編では、「機械による契約締結では意思表示を觀念することは可能か」という本論文の課題を具体的に検証するために、アメリカ法とドイツ法を参照しそれぞれ検討を加えている。この二国が比較法の対象とされているのは、前者が、電子商取引に関する判例法理の蓄積を待たずに新しい法概念を構築し、その法概念を立法に反映させることでインターネット上の契約の自動化に対する法的な措置を講じたという点で重要性が認められ、後者が、機械による契約の自動化に関する学説史の存在を背景とし、立法にはよらず、既存の法概念を用いて契約の自動化に関する諸問題に対処してきたところに特徴があるからである。そこで、著者は、自動販売機等の原始的な機械からエージェント通信の領域まで、両国が、機械の発展形態に応じて「契約の自動化現象」に対しいかなる法的な対策を講じてきたのかを横断的に考察している。さらに、第4編では、同様の考察を日本法の領域まで押し広げている。最後に第5編では、外国法の領域での研究をもとに比較法的な考察を行い、同じ問題に対して異なるアプローチをとる両国の法状況をまとめ、若干の私見を述べている。また、そこから示唆を得て、わが国の現在及び将来の電子商取引において本論文が提示した課題がいかにして解決されるべきかにつき暫定的な結論を与えている。

すなわち、自動販売機のような単純な機械装置が代替する契約行為について、アメリカ法では、当初、機械と人間の取引は交換取引を目的とする契約と解し、機械による申込と人間による承諾が行われたという法的な擬制により、契約の有効性を導くことを基本的な判断枠組みとしていたが、機械による取引の自動化が進行し非対面契約のリスクが増大する局面では、人間が行うことのできる作業をあえて機械化した機械利用者に対してより重い責任を課すこととした。他方、ドイツ法では、契約の自動化現象は伝統的な意思表示概念の下に包摂できるかどうかという観点から同じ問題を検討された。ドイツ法では、当初、自動販売機での売買は社会類型的容態に属するものとして位置づけていた。しかし、その後、自動販売機による契約の成立

は単に取引慣習から導かれるものではなく、契約時の当事者意思に基づくものとして再評価し、自動販売機の中にはあらかじめ意思表示が「蓄えられている」ものとして捉えるに至った。

また、インターネット通信でのコンピューターによる契約の自動化に関して、アメリカ法、ドイツ法双方の領域でも検討が行われた。しかし、主に法律構成上の理由から、両国ともに契約の効果を人間に帰属させるために代理法理を類推適用することは適切ではないと考えた。その代わりに、コンピューターは単なる「道具」であり、人間が道具を扱う際の人間と道具の一般的な関係性から効果帰属の問題を解決できるとした。アメリカ法では、このような考え方を「電子エージェント」という法概念へと昇華させ、それを立法化することでコンピューターによる自動契約の法的な有効性を確保した。他方、ドイツ法では、コンピューターは自律的な決定を下すことができない単なる道具にすぎないという視座の下に、「コンピューターによる表示は、コンピューターを用いて固有の意思表示をなそうとする当該利用者に帰責されうる」という捉え方が通説である。現在では、インターネット上でのコンピューターによる契約は、通常法律行為と同様に考慮することができると思われる。このため、ドイツでは、コンピューターによる自動契約に対し新たな法概念を構築することは必要でないと考えられている。

さらに、エージェント通信における契約の自動化に関して、アメリカ法では、このようなエージェントの特性にかんがみ、エージェントに対して通常コンピューターと同様に効果帰属の問題を考えることが適切ではないと考えた。その結果、立法の射程に、「エージェント」による契約成立の効果は含めないこととした。他方、ドイツ法でも、アメリカでのエージェントの処遇をめぐる立法過程の議論を受け、エージェントに対し法的に特別な考慮を及ぼすべきかについて議論を始めている。学説では、両国ともにエージェントによる行為の帰責を人間に引き受けさせるという発想においては本質的に一致している。そのうえで、エージェントの行為態様に適合的な法解釈を模索するため、代理法理を適用する考え方や法人格を付与する考え方などが検討されている。

以上のような比較法に基づく知見を踏まえて、著者は、インターネット通信における契約の自動化に関しては、コンピューターそのものに主観的な事情は考えられないものの、「人間と道具」の一般的な関係性をもとにコンピューターによる意思表示を人間の意思表示であるとみなし、現在の法律行為論の枠組みのなかで自動化された契約の有効性を考えることが相当であるという結論に達している。他方、エージェント通信における契約の自動化に関して、今後のエージェント通信の拡大可能性やエージェントの作動時の誤作動によるリスク等を考慮に入れるならば、ソフトウェアとしての「エージェント」を法的な意味での「代理人」として評価し、人間にその効果を帰属させるという代理法理の類推適用を発展的に検討していくことが有益であると思われるとする一方で、自律的なエージェントの無権代理的な行為がもたらす予見がきわめて困難な契約事故によるリスク負担を考慮し、エージェントに独立の法人格を付与して解決を図ることも立法論として検討に値すると本論文は指摘する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、コンピューターを用いた契約の成立に関して、「エージェント」と呼ばれるソフトウェアが広く用いられていることに注目して、そのような場合の法的問題点を契約の成立、意思表示の存在に焦点を絞って検討を加えたものであり、きわめて先進的な技術と伝統的な意思表示理論との調和を図ろうとしたものである。

このテーマに関しては、日本においては、これまで、法務省に設けられた電子商取引研究会の実体法小委員会の報告において簡単にふれられ、内田教授による先行業績などにおいてもきわめて簡単に言及されているにとどまっており、本論文はこのテーマに関するわが国における最初の包括的研究であると思われる、その

テーマの独創性の点で高く評価できる。なお、アメリカやドイツにおいても、電子エージェントによる契約の成立に関しての比較的短い論文や研究書におけるある程度の言及はあるものの、包括的研究は存在しないようである。

このように、直接の先行業績がほとんど存在しないテーマについて、関連する先行業績およびアメリカにおけるモデル法策定の過程などを丹念に調査・分析し、一定の知見を得た点で、このテーマに関する今後の日本における議論の出発点となるような研究と位置づけることができよう。実際、わが国では、電子エージェントに関する諸外国における議論も、アメリカのモデル法の規定そのものの翻訳に近いものを除けば、これまで、ほとんど紹介されておらず、アメリカおよびドイツにおける議論を克明に紹介している点でも、これからの研究に寄与するものと期待される。

他方、わが国においては、このテーマに関する議論の蓄積がないこともあり、本論文における日本法の分析には、量的な面でも、質的な面でも不十分さが残っていることは否定できない。とりわけ、意思表示に関する民法学における議論の積み重ねを咀嚼して、考察に十分に反映することがなされていないのではないかという懸念がないわけではない。今後、著者を含む研究者がこのテーマに関して、わが国におけるより緻密な解釈論と立法論を展開されることが望まれるところである。

もっとも、このような欠点はあるものの、本論文は、実務上はきわめて重要なテーマであり、結果として凡庸な結論に至るとしても検討を要するものであるにもかかわらず、わが国には全くといってよいほど先行業績がないものに取り組んでおり、著者の一定の水準の研究者としての能力を示し、かつ、このテーマに関して学界に対して重要な問題提起を行っている論文であることは否定できない。したがって、本論文は、的確な文献渉猟に支えられたきわめて高い独創性と先見性を兼ね備えた論文であり、博士（法学）の学位論文に値するものと評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。